

千葉県一時保護所学習支援業務

落札者決定基準

令和7年2月7日

千 葉 県

— 目 次 —

第 1 落札者決定基準の位置付け	1
第 2 落札者の選定	1
1 落札者選定方式	1
2 落札者選定方法	1
3 審査の実施手順	2
第 3 第一次審査	3
1 入札参加資格審査	3
第 4 第二次審査	4
1 入札価格審査	4
2 基礎審査	4
3 業務提案審査	4
(1) 入札価格の評価方法	4
(2) 業務提案評価項目及び得点配分	5
(3) 業務提案評価項目の審査方法	5
(4) 採点基準	5
(5) 業務提案評価項目の評価基準	5
4 優秀提案者の選定	6
第 5 落札者の決定	6

第1 落札者決定基準の位置付け

千葉県一時保護所学習支援業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、千葉県（以下「県」という。）が千葉県一時保護所学習支援業務（以下「本業務」という。）を実施する者の募集及び選定を行うに当たって、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 落札者の選定

1 落札者選定方式

本業務を実施する者は、専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札に基づき実施する。

2 落札者選定方法

落札者の選定方法は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として入札価格審査、基礎審査、業務提案審査を行う。

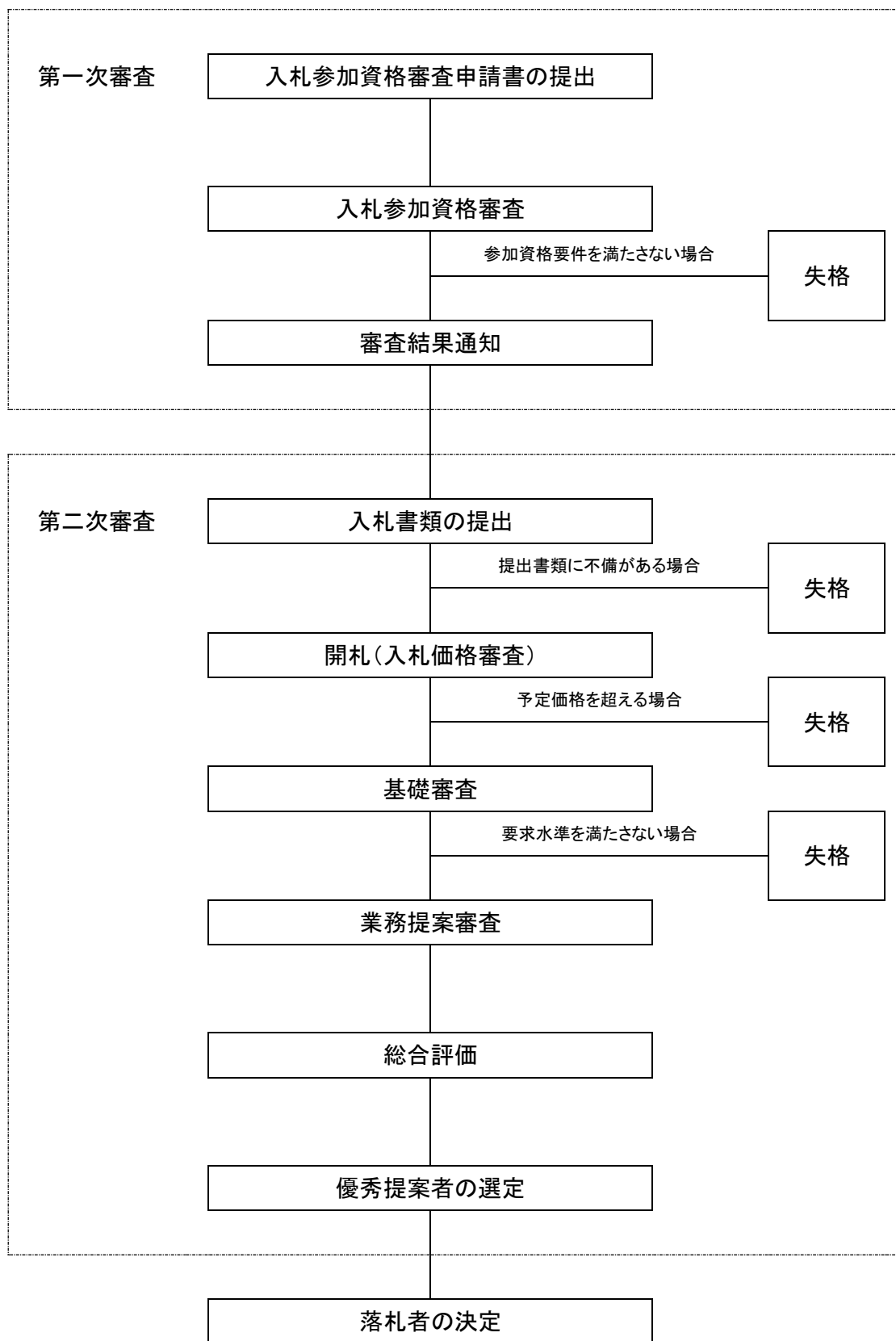
業務提案審査に当たっては、県に設置した学識経験者及び県職員で構成する「千葉県一時保護所学習支援業務総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において、入札参加者から提出された入札提出書類の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、委員会は非公開とする。

委員会の委員は次のとおりである。

委員長	山本 俊明	千葉県健康福祉部児童家庭課長
副委員長	中村 和博	千葉県君津児童相談所長
委員	伊澤 浩二	千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
委員	稲垣 美加子	淑徳大学 教授
委員	中村 博子	愛国学園大学 教授

3 審査の実施手順

審査の実施手順は、以下のとおりである。



第3 第一次審査

1 入札参加資格審査

県は、入札資格確認申請書により、以下に示す応募者の備えるべき入札参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを審査する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

表 3-1 入札参加資格審査項目

項 目	内 容
入札参加者に求められる事項	以下に該当しない者は、入札参加者になれないものとする。 a 過去5年以内に地方公共団体の一時保護所等における学習支援案件の履行実績を有する者であること。 b ISMS 又はプライバシーマークを取得している者であること。
入札参加者の制限	以下に該当する者は、入札参加者になれないものとする。 a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。 b 千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準による指名停止の期間中である者。 c 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の更生手続き開始決定が行われている場合を除く。） d 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の再生手続き開始決定が行われている場合を除く。） e 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。 f 破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立を行っている者。 g 最近2年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税を滞納している者。 h 千葉県一時保護所学習支援業務総合評価委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属している者。 i 委員会の委員。

第4 第二次審査

1 入札価格審査

県は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

2 基礎審査

選定委員会は、業務提案書に記載された内容が、以下に示す「要求水準の必須項目」を満たしていることを確認する。1 項目でも要求水準の必須項目を充足していない、若しくは要求水準の必須項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の必須項目を満たしていることが確認された者の業務提案書について、業務提案審査を行う。

表 4-1 要求水準の必須項目

項 目	要 件
業務計画に関する項目	・ プロジェクト体制が明示されているか ・ 主要要員は適切に配置されているか ・ 業務管理及びリスク管理が具体的且つ明確か ・ 業務スケジュールが正しく認識されているか ・ 研修等、業務範囲に含まれる全ての費用が見込まれているか
業務実施に関する項目	・ 業務の内容が要求水準書を満たしているか

3 業務提案審査

県は、業務提案書に記載された内容を、以下に示す加点審査によって評価し点数化する、また、入札価格についても点数化し、その合計点数をもって総合評価を行う。

$$\text{総合評価点 (140 点)} = \text{入札価格点 (40 点)} + \text{加点審査点 (100 点)}$$

※ () 内はそれぞれの配点を示す。

(1) 入札価格の評価方法

入札参加者が提示した入札価格は、下記の算出式により、入札金額が最も低いものを満点(40点)とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき入札参加者の入札価格点を算出する。

算出された得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の配点 (40 点)} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

(2) 業務提案評価項目及び得点配分

業務提案評価項目、配点及び入札価格点を以下に示す。

表 4-2 業務提案評価項目及び配点

評価項目		配点（点）	
1. 組織の実績等	①類似業務の経験	10	25
	②組織の業務遂行能力	10	
	③管理、バックアップ体制	5	
2. 業務従事者の実績等	①類似業務の経験	10	25
	②専門知識、適格性	15	
3. 業務の実施方法等	①業務内容の妥当性、独創性	20	50
	②実施方法の妥当性、独創性	20	
	③実施計画の妥当性	10	
業務提案評価項目に関する加点審査点		100 点	
入札価格点		40 点	
合 計		140 点	

(3) 業務提案評価項目の審査方法

各項目に設定している評価基準に基づいて、絶対評価により行う。

(4) 採点基準

評価水準	加点比率（点数＝配点×加点比率）
提案による効果が大きく期待できる	100%
提案による効果が期待できる	50%
提案による効果が期待できない（要求水準と同等）	0%

(5) 業務提案評価項目の評価基準

1. 組織の実績等

区 分	評価基準
①類似業務の経験	・他の学習支援業務の実績はどうか。
②組織の業務遂行能力	・業務遂行可能な有資格者等の確保ができるか。 ・組織の規模は業務遂行可能か。
③管理、バックアップ体制	・円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・管理者の経験や知見は十分か。 ・被措置児童等虐待を防止するための研修及び指導体制が確保されているか。

2. 業務従事者の実績等

区 分	評価基準
①類似業務の経験	・ 同様の学習支援業務の実績はどうか。
②専門知識、適格性	・ 業務内容に関する知識、知見を有しているか。 ・ 業務を遂行する上で有効な資格等を有しているか。

3. 業務の実施方法等

区 分	評価基準
①業務内容の妥当性、独創性	・ 事業目的に沿った提案がなされているか。 ・ 業務内容が遂行できる提案がなされているか。 ・ 要求水準書に提示した内容以外の独自の提案がなされているか。
②実施方法の妥当性、独創性	・ 一時保護所の特性や一時保護されている児童の状況を十分に理解しているか。 ・ 学習支援方法に優れた提案がなされているか。 ・ 業務マニュアルは妥当か。
③実施計画の妥当性	・ 教材やタブレット端末等の配置計画は妥当か。 ・ 指導員の確保計画は妥当か。

4 優秀提案者の選定

委員会は、総合評価点の最も高い者を優秀提案者として選定する。

第5 落札者の決定

県は、委員会の評価を踏まえ、落札者を決定する。ただし、総合評価点が最も高い者が複数の場合には、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。